

山梨県公報

号外第五十四号

平成二十五年

八月二十九日

木曜日

目次

条 例	〇山梨県県税条例の一部を改正する条例……………一
-----	--------------------------

条例のあらまし

- 〇 **山梨県県税条例の一部を改正する条例**(条例第四十六号)(税務課)
- 1 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正に伴い、当該法令の条項又は用語を引用する規定の整理を行うこととした。
 - 2 この条例は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日から施行することとした。

条 例

山梨県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年八月二十九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第四十六号

山梨県県税条例の一部を改正する条例

山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条の五第一項第四号イ(3)及び第十二条の六第三項第四号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「第八十条第一号」を「第八十条第一号イ」に、「製造事業者等」を「エネルギー消費機器等製造事業者等」に改める。

附 則

この条例は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律(平成二十五年法律第二十五号)の施行の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番